

## 新型コロナウイルス対策に関する意見書

昨年12月に中国の武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、我が国においても感染者が増加し、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

政府においては対策を進めているが、国民の健康不安及び感染症拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。

このような未曾有の難局に対し、引き続き国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるように強く要望する。

### 記

1. 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査（PCR法）体制など、更なる強化を早急に図ること。
2. 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等に対し地方自治体を実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
3. 学年によって学びの格差が生じることのないよう、学年始業時期についてあらゆる選択肢を排除することなく、子どもたちが安心して学ぶことができる機会を確保すること。
4. 地方の中小企業、個人事業主などが今後も事業を継続し雇用を確保できるように、きめ細かく大胆な経済対策を取られること。
5. 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月5日

愛知県犬山市議会  
議長 中村 貴文

提出先

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長